

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第三十七号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則等の一部を改正する

規則

(佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項を次のように改める。

(県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の支給額)

2 県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当の額は、第三条の規定にかかわらず、同条の規定による額に百分の九十八・六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

附則第三項を削る。

(佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項を削る。

附則第三項に見出しとして、「(経過措置)」を付し、同項中「新規則」を「この規則による改正後の佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則(以下「新規則」という。)」に、「あつては」を「あつては」に、「のほか、当該」を「(県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則附則第二項の規定による管理職手当)のほか、新規則第三条の規定による」に、「(その)」を「(県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・六を乗じて得た額とし、それらの」に改め、同項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

附則第五項中「第三項に」を「第二項に」に改め、同項第一号中「同日にその者が受けていた管理職手当の額(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十一年佐賀県条例第四十六号。以下「平成二十一年改正県職員給与条例」という。))又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十一年佐賀県条例第四十七号。以下「平成二十一年改正学校職員給与条例」という。))の施行の日(以下「基準日」という。))において平成二十一年改正県職員給与条例附則第三項又は平成二十一年改正学校職員給与条例附則第二項に規定する減額改定対象職員(以下「減額改定対象職員」という。))である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八二を乗じて得た額」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額

ロ 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十一年佐賀県

条例第四十六号。以下「平成二十一年改正県職員給与条例」という。）又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第四十七号。以下「平成二十一年改正学校職員給与条例」という。）の施行の日において平成二十一年改正県職員給与条例附則第三項又は平成二十一年改正学校職員給与条例附則第二項に規定する減額改定対象職員である者（以下「平成二十一年度減額改定対象職員」という。） 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に百分の九十九・五九を乗じて得た額

ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

附則第五項第二号から第四号までを次のように改め、同項を附則第四項とする。

二 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員（その者に適用していた旧支給割合より低い旧支給割合に相当する新区分に対応する職にある職員をいう。第四号において同じ。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員 施行日の前日に当該旧支給割合より低い旧支給割合に相当する新区分を適用し、当該新区分に相当する旧支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（ロ及びハにおいて「下位区分仮定額」という。）

ロ 平成二十一年度減額改定対象職員 下位区分仮定額に百分の九十九・五九を乗じて得た額

ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 下位区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

三 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、上位区分相当職員及び同一区分相当職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、その者に適用していた旧支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額(口及びハにおいて「降格後相当区分仮定額」という。)

ロ 平成二十一年度減額改定対象職員 降格後相当区分仮定額に百分の九十九・五九を乗じて得た額

ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

四 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、その者に適用していた旧支給割合より低い旧支給割合に相当する新区分を適用し、当該新区分に相当する旧支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額(口及びハにおいて「降格後下位区分仮定額」という。)

ロ 平成二十一年度減額改定対象職員 降格後下位区分仮定額に百分の九十九・五九を乗じて得た額

ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

附則第六項から第八項までを削る。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。